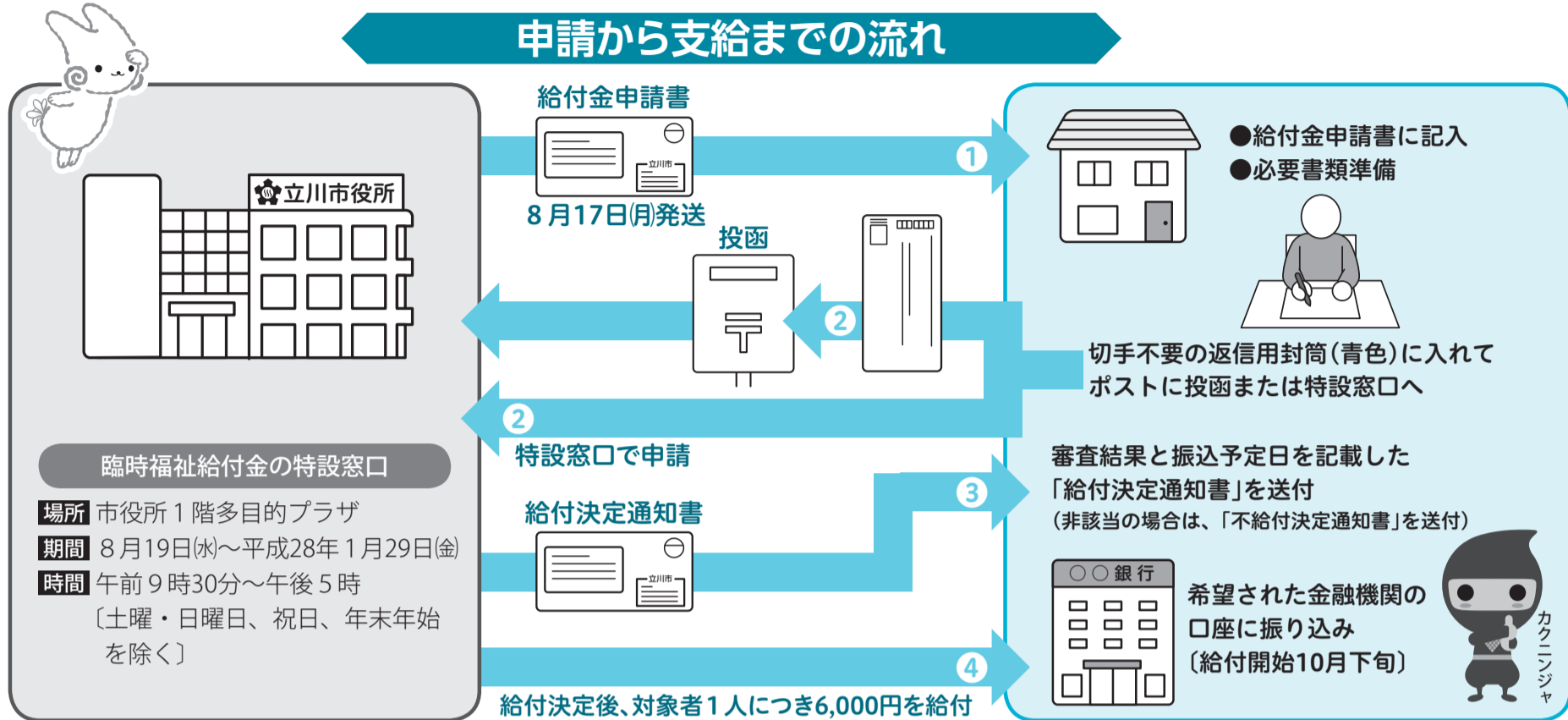


平成27年度 臨時福祉給付金の申請受付を開始

8月19日(水)～平成28年1月29日(金)

- 8月17日(月)に申請書を発送 臨時福祉給付金の申請書は、平成27年度市・都民税(均等割)が非課税の方を対象※に、そのお知らせとともにお届けします(世帯主宛)。
※市・都民税において(均等割)課税者の扶養親族となる場合、生活保護制度の受給者となる場合などは除く
- 申請方法 郵便または、下図の特設窓口で申請してください。

申請から支給までの流れ



申請方法に関するお問い合わせ 市臨時福祉給付金コールセンター

☎ (595) 6022 [8月17日(月)～平成28年1月29日(金)]
受付時間 午前9時30分～午後5時(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意を

市や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、下記にご連絡ください。
▶ 警察相談専用電話(#9110)
▶ 市生活安全課生活安全係 ☎(528)4376

国民年金保険料の割引制度
国民年金保険料には、お得な割引制度があります。
● 口座振替の後期前納 後期前納(10月～翌年3月分)すると、合計1060円割引されます。希望する方は8月末までに金融機関または年金事務所にお申し込みください。
● 納付書払いの後期前納 納付書で10月末までに後期前納すると、合計760円が割引されます。
● 早割(口座振替) 毎月、保険料を当月末引き落としにすると月額50円が割引されます。金融機関または年金事務所にお申し込みください。
● 立川年金事務所 ☎(523)0352、市保険年金課国民年金係・内線1394

国民年金保険料と学生納付特例・若年者納付猶予制度
▼ 学生納付特例制度 大学・専修学校などの学生で、保険料を納付することが困難なときには本人の前年所得が一定基準額以下の場合に納付義務が猶予される制度です。手続きには学生証、年金手帳、印鑑が必要です。
▼ 若年者納付猶予制度 学生以外の30歳未満の方は、本人と配偶者の前年所得が一定基準以下であれば、申請により国民年金保険料の納付が猶予されます。
● 申請方法 「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」は、申請月の2年1か月前までさかのぼって申請できます。また失業などを理由とするときは、次

のいずれかの書類(コピー可)が必要で、雇用保険被保険者離職票▽雇用保険受給資格者証▽雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等
なお、承認された期間は年齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。将来受け取る年金額を増やすためには、10年以内に納めることができる追納制度をご利用ください。
● 立川年金事務所 ☎(523)0352、市保険年金課国民年金係・内線1394

市議会臨時会が閉会
平成27年第2回市議会臨時会が7月13日に開かれ、市が提出した議案2件(立川市立第六小学校大規模改修工事(電気請負契約他1件)が原案通り可決されました。
次回の市議会定例会は9月15日(火)から開会する予定です。
● 議会事務局・内線3327

平成28年度小・中学校入学指定校の変更を希望する方は手続きを
市教育委員会は、市立小・中学校に入学する児童・生徒について、指定校変更制度を実施しています。平成28年度に市立小・中学校に入学する児童・生徒の保護者で、お住まいの地域ごとに指定される学校(指定校)ではなく、隣接する区域の学校や兄弟が在学している学校などに入学を希望する方は、次の手続きをしてください。
● 小学校入学予定の方 指定校

変更の希望調査票をご自宅に郵送します。指定校変更での入学を希望する方は、8月28日(金)〔消印有効〕までに郵送か直接、学務課学務保健係(市役所2階61番窓口)へ提出してください。
● 中学校入学予定の方 在籍の市立小学校を通じて(市立小学校以外の方には郵送で)、9月上旬にくわしいお知らせを配布します。
● 指定校変更の要件 指定校変更ができるのは次の場合です。▼ 指定校より隣接する区域の学校(隣接校)のほうが自宅からの通学距離が短い▼すでに兄弟が在学している平成28年度も在学する学校へ変更する▼指定校変更により在学している小学校からその小学校を通学区域とする中学校へ入学する。
● 指定校変更ができない場合もあります 小・中学校とも、入学を希望した学校の収容人数を超える児童・生徒数になる見込みがある場合、隣接校の要件での指定校変更ができないことがあります。また、柏小、西砂小、五中については、通学区域外の児童・生徒を受け入れる余裕がないため、隣接校の要件での指定校変更はできません。
● 市立小・中学校への入学を希望する外国人の方へ 市立小・中学校に入学を希望する場合は手続きが必要です。ご相談ください。なお、現在市立小学校6年生の方が市立中学校(指定校)に入学する際は、手続きは不要です。
● 学務課学務保健係・内線2516